

地域生活支援拠点等の登録に係る加算

(国の加算)

国では地域生活支援拠点等の整備促進や機能の充実を図るため、対象となるサービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を設けています。

報酬内容

相談

■ 計画相談支援、障害児相談支援

- ・地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

緊急時に支援の必要性が生じた場合に、本人又は家族等からの要請に基づき速やかに短期入所の利用に関する連絡・調整を行った場合、月4回を限度に算定可能

緊急時の受け入れ・対応

■ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

- ・緊急時対応加算 +50単位/回

利用者又はその家族等から要請を受けて緊急時の対応を行った場合

■ 自立生活援助

- ・緊急時支援加算 +50単位/日

緊急時において、利用者又は家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を実施した場合

■ 地域定着支援

- ・緊急時支援加算 +50単位/日

緊急時において、利用者又は家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を実施した場合

■ 短期入所、重度障害者等包括支援

- ・地域生活支援拠点等に係る加算 100単位/日

利用者が短期入所を行った場合に、利用を開始した日に算定が可能
なお、緊急時の受け入れに限らない

体験の機会・場の提供

■ 地域移行支援

- ・ 体験利用加算 + 50 単位/日

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合

- ・ 体験宿泊加算 + 50 単位/日

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

■ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

- ・ 体験利用支援加算 + 50 単位/日

利用者の地域移行に向けて、地域移行支援の日中活動系サービスを体験利用する場合において、支援内容等を記録した場合

■ 施設入所支援

- ・ 体験宿泊支援加算 120 単位/日

施設入所支援の利用者が地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を実施した場合

地域の体制づくり

■ 計画相談支援、障害児相談支援

- ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位/日

支援が困難な計画相談支援事業所等の対象者に関して、相談支援専門員や他の福祉サービス事業者の職員等が情報共有等を行い、相談支援専門員や他の福祉サービス事業者が共同して支援を実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会等に報告を行った場合、月1回を限度に算定が可能

加算要件

地域生活支援拠点等の登録

■ 座間市内の事業者

「座間市地域生活支援拠点等事業者」の登録

■ 座間市外の事業者

事業所所在地の市区町村で地域生活支援拠点等の制度に登録

体制の届出

■ 座間市から指定を受けている事業者（特定相談、障害児相談）

座間市障がい福祉課への届出

■ 県から指定を受けている事業者

神奈川県障害サービス課への届出